

公 告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得（平成27年防衛装備庁公示第1号）を熟知の上、参加されたい。

記

- 1 入札方式 一般競争入札
- 2 入札日時 令和8年7月15日（水）09時30分
- 3 入札場所 防衛装備庁 調達事業部 航空機調達官付航空機部品器材室事務室（電子入札・開札システムの場合）
防衛装備庁 第2入札室（D棟2階）（紙による入札がある場合）
- 4 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
(4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 5 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 保証金 入札保証金・・・免除
契約保証金・・・契約金額の10/100以上の現金又は銀行との間の連帯保証状を通常とする。
- 7 保証金の処分 契約保証金は契約者がその義務を履行しないときは、国庫に帰属する。
- 8 保証金納付の免除 6の保証金以上の金額につき、保険会社との間に国を被保険者とする履行保証保険契約を結んだときは契約保証金を免除する。
- 9 入札の無効 4の参加資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。
- 10 契約書作成の有無 有
- 11 適用する契約条項 売買契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項

12 入札に付する事項

調達要求番号	品名	規格	数量	納入場所	納期	摘要
1-08-2005-013F-HF-2010	CH－47用空中輸送器材	仕様書のとおり	1式	陸上自衛隊第15ヘリコプター隊	R9.11.30	

- 13 その他
- (1) 説明会 無
- (2) 見本提出 無
- (3) 内訳書提出 無
- (4) 提出書類等 無
- (1) 防衛装備品等調達システムの利用 本件は、防衛装備品等調達システムを利用する案件である。防衛装備品等調達システムによる入札の場合、入札書の受領期間は令和8年7月8日（水）9時30分から令和8年7月14日（火）18時00分までとする。ただし、行政機関の休日を除く。なお、防衛装備品等調達システムの障害により、入札取り止めを含め、本公告内容が変更となる場合がある。また、防衛装備品等調達システムにより難しい者については紙入札方式を用いるものとする。この場合には、令和8年7月14日（火）18時00分までに防衛装備庁調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室調達第1班に「紙入札方式参加届」を提出すること。
- (2) 端数処理 入札書に記載された金額の110/100に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込みがあったものとする。
- (3) 下請負 現に指名停止を受けている者の下請負（下請負の届出によるもの除く。）については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。
- (4) 同等品の確認 仕様書に示す品目と同等品にて入札に参加する場合は、予め担当物別官室を通じ調達要求元に同等品であることの確認・証明を得ること。
(同等品提出期限：令和8年7月1日（水）18時00分）

(5) その他

11に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特殊条項」を別途適用する。

本書記載事項の詳細及び仕様書等の貸出又は閲覧については、航空機部品器材室調達第1班（問い合わせ先：03（3268）3111内線35575）に照会のこと。

予定価格が一千万円を超える製造その他についての製造請負の場合において最低価格の入札金額が低入札価格調査基準に該当した場合、低入札価格調査を行い、入札金額が当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、または、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、落札者とし不在する場合がある。

なお、当該調査にあたり、入札金額の内訳書の提出やその資料に関する説明を求めることになり、この提出及び説明の求めに応じない場合、または不十分な場合には「契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある」ものとして落札者とし不在場合がある。